

商 品 概 要 説 明 書

ゆうゆう定期預金

(令和8年4月1日現在)

商 品 名	ゆうゆう定期預金
販売対象	・ 障害年金・遺族年金等の年金や手当をお受け取りになっている個人の方 障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者、老齢福祉年金受給者、障害年金受給者、母子年金受給者、準母子年金受給者、遺児年金受給者、老齢特別給付金受給者、遺族年金受給者、通算遺族年金受給者、特例遺族年金受給者、寡婦年金受給者、児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者、障害児福祉手当受給者、特別障害者手当受給者、福祉手当受給者、医療特別手当受給者、特別手当受給者、健康管理手当受給者、保健手当受給者などが対象です。
期 間	・ 1年（ただし、自動継続の取扱いはできません。）
預入金額	・ 1,000円以上 500万円まで ・ お一人1店舗に限ります。
適用利率	・ 店頭表示金利のスーパー定期（300万円未満）1年ものに0.2%を上乗せした利率を適用します。
税 金	・ お利息には、20.315%（国税15%、地方税5%、復興特別所得税0.315%）の税金がかかります。
付加できる 特約事項	・ マル優の取扱いができます。
金利情報の入手方法	・ 店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：古川信用組合（リスク統括課）】 0229-21-7666 受付日：月曜日～金曜日（当組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.furushin.co.jp ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記古川信用組合リスク統括課または下記窓口までお申し出ください。

	【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日　：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電　話　：03－3567－2456 住　所　：〒104－0031　東京都中央区京橋1－9－5 （全国信用組合会館内）
その他参考となる事項	・スーパー定期の取り扱いに準ずる。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）